

第 2 回
茨城県保健所再編検討懇話会

検 討 資 料

平成 30 年 5 月 21 日

茨 城 県

目 次

1 具体的なあり方

(1) 全県域

(2) 水戸周辺地域

(3) 再編案

(4) 再編後

2 実施時期

1 具体的なあり方

(1) 全県域

- 県保健所については、専門性の確保や健康危機管理の観点から、再編・集約により保健所の体制を強化します。
- 地域保健法や指針の趣旨に従い、保健所管轄区域を現行の二次保健医療圏に一致させます。
- 複数の保健所が設置されている二次保健医療圏にあつては、より管轄区域人口の大きい保健所に管轄区域人口の小さい保健所を統合します。
- 県民サービスの低下を招かないよう、統合される保健所に代わり、各種相談・申請受付などを行う窓口を設置します。
- 庁舎については、既存の庁舎を活用します。

(2) 水戸周辺地域

水戸市が中核市に移行した後も、水戸保健医療圏内の笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町及び城里町の区域に係る保健所事務を引き続き県が所管することとなります。

また、保健所では、保健医療計画に位置づけられた施策の計画的な推進を図るための保健医療福祉協議会、地域医療構想における構想区域（二次保健医療圏と同一区域）ごとに設置された地域医療構想調整会議、災害発生時の円滑な連携を図るための各種関係機関を構成員とするネットワーク会議の運営といった、二次保健医療圏を単位として行っている施策があり、こうした施策については、県保健所が水戸保健医療圏を単位として、引き続き継続的に実施していく必要があります。

このため、水戸保健医療圏内には、引き続き県保健所を設置することとします。

(3) 再編案

上記(1)及び(2)により、再編案は以下のとおりとなります。

- ア ひたちなか保健所に常陸大宮保健所を統合
- イ 潮来保健所に鉾田保健所を統合
- ウ 常総保健所については、常総市の区域をつくば保健所の管轄区域に、下妻市及び八千代町の区域を筑西保健所の管轄区域に、坂東市の区域を古河保健所の管轄区域に再編
- エ 土浦保健所管轄区域のうち、美浦村及び阿見町の区域を竜ヶ崎保健所の管轄区域に変更
- オ 常陸大宮保健所及び鉾田保健所に代わり、各種相談・申請受付などを行う窓口を設置(窓口の業務範囲については、旧笠間・常陸太田保健サービスセンターを参考とする)

(4) 再編後

今後の社会情勢や地域実情の変化に応じて二次保健医療圏の圏域設定を見直す際に、合わせて保健所の管轄区域の見直しを検討してまいります。

2 実施時期

平成31年4月1日に施行できるよう、然るべき時期に条例改正案を提案してまいります。

具体的には以下のスケジュールのとおり進めてまいります。

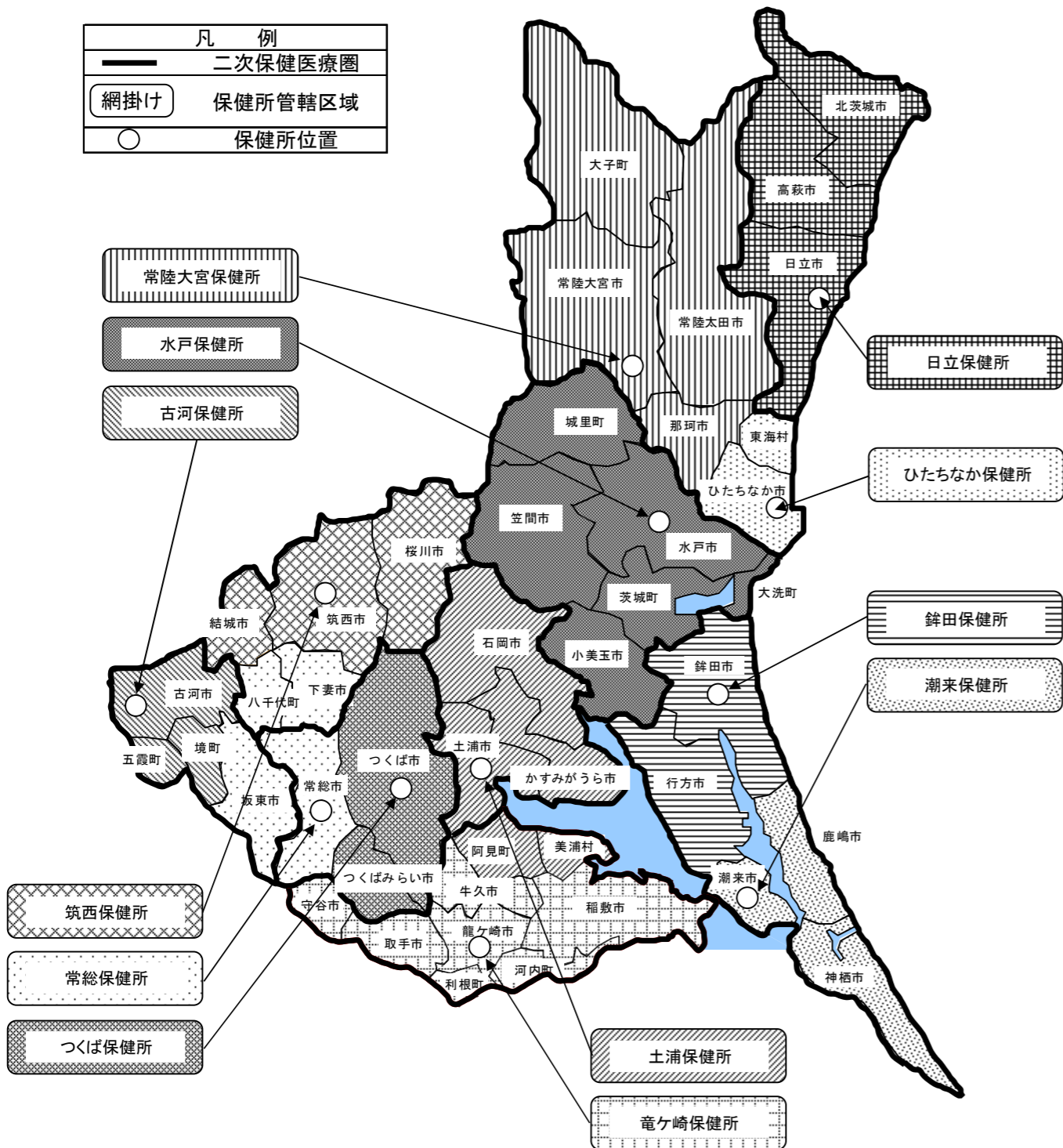
- 平成30年6月 第3回再編検討懇話会(再編案を踏まえた意見交換)
- 6~7月 第4回再編検討懇話会(意見書のとりまとめ)
- 7月 保健所再編方針決定
- 9~11月 県行政組織条例改正案の提案
- 平成31年4月 県保健所再編の実施
- 平成32年4月 水戸市の中核市移行に伴う県保健所管轄区域の変更

現行

二次保健医療圏： 9 医療圏

保健所： 12 所

凡 例	
	二次保健医療圏
	保健所管轄区域
	保健所位置



再編後

二次保健医療圏： 9 医療圏

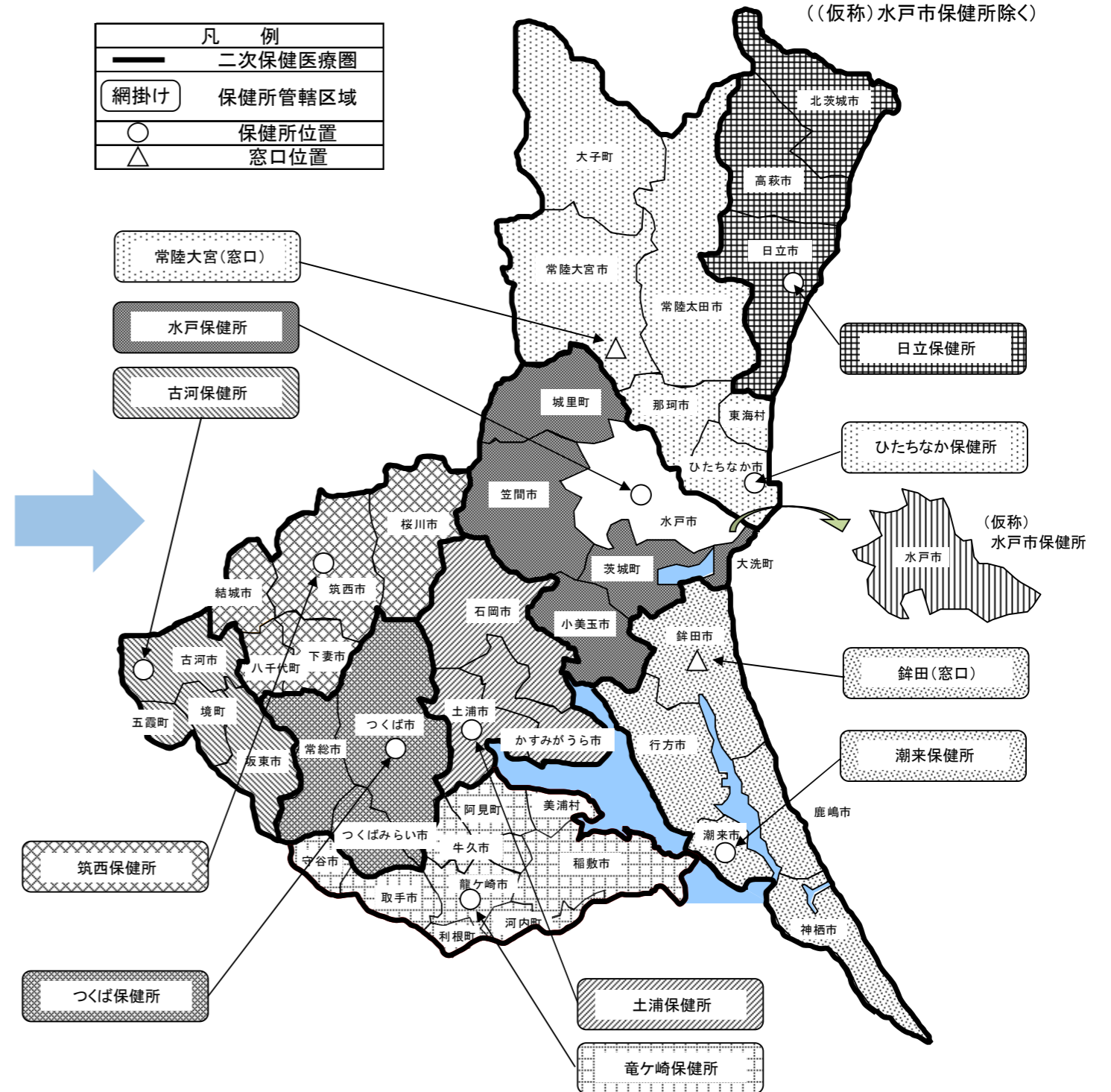
保健所： 9 所

窓口： 2 所

(水戸市の中核市移行後)

((仮称)水戸市保健所除く)

凡 例	
	二次保健医療圏
	保健所管轄区域
	保健所位置
	窓口位置



(参考2) 旧常陸太田保健サービスセンターの業務 (開設時)

業務内容	実施日・受付時間
公費負担医療給付申請の受付	週4日
各種の相談受付 (難病, エイズ, 結核, 精神保健など)	午前10時から 午後3時まで
・食品営業許可の申請受付 ・各種届出の受付 (食品・環境・薬事関係業者, 麻薬取扱施設)	週1日 午前10時から 午後3時まで
・飲用井戸水の水質検査の受付 ・食品取扱者の検便の受付	
・精神障害者デイケア ※平成14年度に市町村へ移譲	